平成２１年（フ）第１７０８号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１　堺市営百舌鳥住宅４棟304号
債務者　山本久仁子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８１号
大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目446番地の２101号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町５丁687番地
債務者　かんぺい堂こと　佐嶋　　章
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９５号
堺市中区伏尾188番地１　ルナピエーナ泉北606号
債務者　寺田亜由美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
大阪府松原市田井城５丁目14番６号
債務者　成田　勇夫
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
大阪府藤井寺市川北２丁目４番25号
債務者　松本　吾朗
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番２―108号、前住所大阪府河内長野市松ケ丘東町1808番地の３　滝谷荘７号
債務者　成川　麗香（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
堺市南区城山台２丁３番22―107号
債務者　竹添　初子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
大阪府羽曳野市島泉６丁目19番16号
債務者　松川万里子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
大阪府河内長野市南花台８丁目17番１　クローバーハイツ南花台402号
債務者　嶋　　正一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
堺市南区宮山台４丁３番21―303号
債務者　久保　昌江
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
堺市堺区出島町２丁７番48―508号
債務者　コムファクトこと　惣道　　博
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
堺市南区鴨谷台１丁44番12―206号
債務者　一ノ瀬恵美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
大阪府高石市千代田４丁目７番27号
債務者　岩間　節子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
香川県丸亀市川西町北2301　横井第一ビル201号、住民票上の住所香川県丸亀市綾歌町岡田西245番地５
債務者　大道　和広
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２６３６号
愛知県春日井市味美白山町２丁目９番地26　ベルニシキＳ―５Ｂ号
債務者　河村　吉彦
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６３７号
愛知県春日井市味美白山町２丁目９番地26　ベルニシキＳ―５Ｂ号
債務者　河村　由香
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１８号
名古屋市中村区亀島１丁目９番５号　藤江荘105号
債務者　長瀬　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部